

山梨県公報

第千九百五十五号

平成二十一年

六月十一日

木曜日

目次

土地改良区の定款の一部変更の認可(三件).....	二九七
建築基準法に基づく道路位置指定.....	二九七
収入証紙売りさばき人の指定.....	二九七
公告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	二九七
二級建築士免許の取消し.....	二九八
正誤	
平成二十一年五月二十八日付号外第三十八号中.....	二九八

告示

山梨県告示第九十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十一年六月四日若草土地改良区の定款の一部変更を認可した。
 平成二十一年六月十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十一年六月四日楡形土地改良区の定款の一部変更を認可した。
 平成二十一年六月十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十一年六月四日甲西土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十一年六月十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年六月十一日

山梨県知事 横内正明

- 道路の位置
南都留郡富士河口湖町船津字沼七三〇八番七
- 道路の幅員
最大四・五メートル 最小四・五メートル
- 道路の延長
一三・二八メートル

山梨県告示第九十五号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。
 平成二十一年六月十一日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所 大月市大月町花咲 一四一番地	住所 大月市大月町花咲 一四一番地	氏名 藤野 宏	指定年月日 平成二十一年五月二十六日
------------------------------	-------------------------	------------	-----------------------

公告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十一年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町清水新居字宮ノ上三九の一、三九の八、三九の九、三九の一〇、五九の四、五九の一二及び五九の一四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市徳行三丁目二番四号 有限会社ひらいわ 代表取締役 平岩納明

● 二級建築士免許の取消し
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士免許を取り消したので次のとおり公告する。
 平成二十一年六月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 免許を取り消した年月日 平成二十一年五月二十九日
- 二 処分を受けた建築士の氏名 小澤康人
- 三 建築士の別及び登録番号 二級建築士 梨第二二三一号
- 四 免許の取消しの理由 建築士法第八条の二に基づく届出があったため

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十一年五月二十八日山梨県公安委員会規則第五号（山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則）

一	下	終わりから五	(イ)	(1)
---	---	--------	-----	-----